

道路財源の確保に関する意見書

本市は平成 18 年 1 月 1 日、伊達郡内の旧 5 町が合併した。この合併は、旧町にそれぞれ支所を配した分散型合併で、各地域特性の歴史と文化を活かしたまちづくりに取り組んでいる。これらの具現化にあたっては各地域間の活力を高め、有機的な連携を図るための道路交通網整備は、本市にとって極めて重要な課題である。また、市民生活における自動車交通への依存率は高く、一人あたりの車の保有台数も緩やかな増加傾向にある。このため、道路整備に対する市民の期待と要望は大変大きい。しかしながら財政の厳しい本市においては、道路整備率が依然として低い状況にある。

道路は、市民の日常生活や経済・社会活動を支える社会資本の根幹であり、地域の活性化と振興発展を図るとともに豊かな市民生活を実現するため、確実に整備されるべきものである。また、高速道路や地域高規格道路をはじめ、幹線道路である国道・県道、さらに生活に密着した市町村道について、計画的かつ着実に道路整備を進めることが喫緊の課題となっている。

ところが道路特定財源については、平成 18 年 12 月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、真に必要な道路整備は計画的に進める一方で、今後、一般財源化を図ることを前提に、税収の全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改め、平成 20 年の通常国会において所要の改正を行うこととされている。

道路特定財源が一般財源化されれば、安定的な道路財源を欠くことが懸念され、まだ道路整備の不十分な地方においては、非常に大きな不安を抱いているところである。

よって、国においては、道路整備が地方の発展に必要な不可欠であることを充分認識され、着実な道路整備に向け、安定的な道路財源を確保するとともに、道路予算にはシーリングをかけず、補助事業における補助率のかさ上げや地方公共団体への配分割合を高めるなど、本市のように過疎中山間地域を抱え、整備の遅れている地方への道路整備財源を充実するよう強く要望する。

また、上記に関連して、地方の自主性と裁量性の高い地方道路整備臨時交付金制度並びに地方特定道路整備事業については、地方道整備において非常に大きな役割を果たしてきており、今後も必要不可欠な制度等であることから、平成 20 年度以降も引き続き継続すると共に、地方の遅れた道路整備を充実させるため、本制度の拡充を図るよう重ねて要望する。

然るに、道路特定財源は一般財源化するほど「余ってはいない」のが現状であり、道路整備という「特定」の目的に使用されないのであれば、減税や廃止をすべきものであることを、併せて要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 21 日

福島県伊達市議会議員 滝澤 福吉

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣 様